

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について

平成24年3月30日 告示第50号

改正 平成27年5月20日 告示第71号

改正 平成30年3月30日 告示第55号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を以下のとおり指定し、特定工場等において発生する振動の規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る区域並びに道路交通振動の限度に係る区域の区分及び時間の区分を以下のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

（振動の規制地域及び区域の区分）

- 1 法第3条第1項に基づく住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）は、知多市全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）とし、その区域の区分は、次のとおりとする。

区域の区分		該当地域
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	2	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
	2	工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準

住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

(特定工場等において発生する振動の規制基準)

- 2 法第4条第1項の規定に基づき、指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種区域	1	60デシベル	55デシベル
	2	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	65デシベル	60デシベル
	2	70デシベル	65デシベル

備考

- 第1種区域の1及び2並びに第2種区域の1及び2は、前項に定める区域の区分をいう。
- 第2種区域の2のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域に接する第2種区域の2の区域の当該接する境界線から第2種

区域の2の区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。（備考2の適用を受ける区域を除く。）

（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分）

3 規則別表第1付表第1号の規定に基づき指定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1項に定める第1種区域及び第2種区域の1の区域
- (2) 第1項に定める第2種区域の2の区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

（道路交通振動の要請限度に係る区域の区分）

4 規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域 第1項に定める第1種区域
- (2) 第2種区域 第1項に定める第2種区域

（道路交通振動の要請限度に係る時間の区分）

5 規則別表第2備考2の規定に基づく時間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 昼間 午前7時から午後8時まで
- (2) 夜間 午後8時から翌日の午前7時まで